

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第五条、 <u>第五条の二</u> 関係） 一～十五（略） 十六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条 第四項に規定する自動車特定整備事業者が行う自動車の点検又は整備 備 十七～五十一（略）	別表第二（第五条、 <u>第五条の二</u> 関係） 一～十五（略） 十六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条 第四項に規定する自動車分解整備事業者が行う自動車の点検又は整備 備 十七～五十一（略）